

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、
 改正
 現行
 新旧対照表

<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う対面助言、 証明確認調査等の実施要綱等については、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が 行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」（平成24年3月2日薬機発 第0302070号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）により定め ているところです。今般、「人道的見地から実施される治療の実施について」（平成 28年1月22日薬生審査発0122第7号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理 課長通知）の発出を受け、人道的見地から実施する新医薬品の拡大治療に関する相談 区分を別添1に追加することとしました。 これに伴い、機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について下記のと おり改定いたしましたので、貴管下関係者への周知方よろしくお願ひします。</p>	<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う対面助言、 証明確認調査等の実施要綱等については、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が 行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」（平成24年3月2日薬機発 第0302070号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）により定め ているところですが、今般、「医療機器・体外診断用医薬品・再生医療等製品の先駆け 審査指定制度の試行的実施について」（平成27年7月1日薬食機参発0701第1 号厚生労働省大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）通知）が発 出されたことを受け、先駆け総合評価相談において、先駆け審査指定制度の対象品目 に指定された医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品を対象とした相談区分 を追加で設置することとしました。 また、相談者のニーズを踏まえ、軽微変更届出事項への該当性に関して、事前の予 一夕評価が必須となる事案に対する相談区分として、医薬品概微変更届事前確認相談 を新設することとしました。なお、これまでの実績等を踏まえて優先対面助言品目指 定審査は廃止することとしました。 これに伴い、機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について下記のと おり改定いたしましたので、貴管下関係者への周知方よろしくお願ひします。</p>
<p>(略)</p> <p>記</p>	<p>(略)</p> <p>記</p>

(別添1)

対面助言のうち、新医薬品及び生物学的製剤等¹⁾の治験相談(新医薬品の先駆け総合評価相談、新医薬品の事前評価相談、新医薬品の優先審査品目該当性相談、フアーマコゲノミクス・バイオマーカー相談、新医薬品の対面助言事後相談、新医薬品の申請電子データ提出確認相談、医薬品GCP/GLP/GLP/GPPSP相談及び医薬品信頼性基準適合性調査相談を除く。)に関する実施要綱

1. 対面助言の区分及び内容

本実施要綱の対象とする対面助言の区分及び内容については、本通知の別紙1のとおりです。なお、拡大治験の実施が予想される医薬品の開発においては、可能な限り、主たる治験に関する臨床試験データの相談を利用することを勧めます。

2. 対面助言の日程調整

対面助言の日程調整を希望する場合には、以下の手順に従って対面助言日程調整依頼書を作成し、フアクシミリ、郵送又は電子メールにより、審査マネジメント部審査マネジメント課あてに提出してください。なお、受付時間外に到着したものは、受付の対象外としますので、了承ください。

(1) 本通知の別紙1に示す相談区分(医薬品手続相談、医薬品拡大治験開始前相談、医薬品製造販売後臨床試験等計画相談及び医薬品製造販売後臨床試験等終了時相談を除く。)の対面助言を希望する場合は、実施日を調整するため、「対面助言日程調整依頼書」(本通知の別紙様式1。)に必要事項を記入してください。ただし、優先対面助言品目に指定された医薬品(先駆け審査指定制度の対象医薬品(以下「先駆け審査指定医薬品」という。))及び希少疾病用医薬品に指定された医薬品を含む。以下「優先対面助言品目」という。)のうち対面助言の優先的な取扱いを希望するものについては(2)の手順に従ってください。

① 対面助言日程調整依頼書の受付日時は、機構ホームページに掲載します。原則として、相談を実施する月の2ヵ月前の月の第1勤務日の午前10時から午後4時としていますが、土曜日、日曜日又は国民の祝日の場合には、状況に応じて受付日を変更しますので、機構ホームページを確認してください。

② 対面助言日程調整依頼書の「持ち点(A+B+C)」欄には「対面助言日程調整依頼品目の持ち点の計算方法について」(本通知の別紙1-2。)の持ち点の計算方法に基づき算出した持ち点を漏れなく記入してください。同一日に複数の相談申込みがあった場合には、算定した各品目の持ち点を参考にして日程調整を行います。

(2) 医薬品手続相談、医薬品拡大治験開始前相談、医薬品製造販売後臨床試験等計画相談及び医薬品製造販売後臨床試験等終了時相談を希望する場合、並びに優先対面助言品目のうち対面助言の優先的な取扱いを希望する場合には、実施日

(別添1)

対面助言のうち、新医薬品及び生物学的製剤等¹⁾の治験相談(新医薬品の先駆け総合評価相談、新医薬品の事前評価相談、新医薬品の優先審査品目該当性相談、フアーマコゲノミクス・バイオマーカー相談、新医薬品の対面助言事後相談、新医薬品の申請電子データ提出確認相談、医薬品GCP/GLP/GLP/GPPSP相談及び医薬品信頼性基準適合性調査相談を除く。)に関する実施要綱

1. 対面助言の区分及び内容

本実施要綱の対象とする対面助言の区分及び内容については、本通知の別紙1のとおりです。

2. 対面助言の日程調整

対面助言の日程調整を希望する場合には、以下の手順に従って対面助言日程調整依頼書を作成し、フアクシミリ、郵送又は電子メールにより、審査マネジメント部審査マネジメント課あてに提出してください。なお、受付時間外に到着したものは、受付の対象外としますので、了承ください。

(1) 本通知の別紙1に示す相談区分(医薬品手続相談、医薬品製造販売後臨床試験等計画相談及び医薬品製造販売後臨床試験等終了時相談を除く。)の対面助言を希望する場合は、実施日を調整するため、「対面助言日程調整依頼書」(本通知の別紙様式1。)に必要事項を記入してください。ただし、優先対面助言品目に指定された医薬品(先駆け審査指定制度の対象医薬品(以下「先駆け審査指定医薬品」という。))及び希少疾病用医薬品に指定された医薬品を含む。以下「優先対面助言品目」という。)のうち対面助言の優先的な取扱いを希望するものについては(2)の手順に従ってください。

① 対面助言日程調整依頼書の受付日時は、機構ホームページに掲載します。原則として、相談を実施する月の2ヵ月前の月の第1勤務日の午前10時から午後4時としていますが、土曜日、日曜日又は国民の祝日の場合には、状況に応じて受付日を変更しますので、機構ホームページを確認してください。

② 対面助言日程調整依頼書の「持ち点(A+B+C)」欄には「対面助言日程調整依頼品目の持ち点の計算方法について」(本通知の別紙1-2。)の持ち点の計算方法に基づき算出した持ち点を漏れなく記入してください。同一日に複数の相談申込みがあった場合には、算定した各品目の持ち点を参考にして日程調整を行います。

(2) 医薬品手続相談、医薬品製造販売後臨床試験等計画相談及び医薬品製造販売後臨床試験等終了時相談を希望する場合、並びに優先対面助言品目のうち対面助言の優先的な取扱いを希望する場合には、実施日を調整するため、独立行政法

を調整するため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則（平成16年細則第4号。以下「業務方法書実施細則」という。）の様式第1号又は第2号の表題部分を「対面助言日程調整依頼書」と修正し、必要事項（備考欄への対面助言希望日時の記載を含む。）を記入してください。なお、予定する相談が医薬品手続相談に該当するか否か不明な場合には、あらかじめ事前面談等により確認してください。受付日は国民の祝日等の休日を除く月曜日から金曜日としています。

(3) なお、上記(1)に該当するものであっても、保健衛生の観点から迅速に対応する必要がある場合等、対面助言を適時適切に行う必要があると機構が判断した場合には、(1)とは別に対面助言の日程調整を行うことができますので、必要に応じて事前面談等により確認してください。

3. ～6. (略)

7. 対面助言の資料

対面助言の資料については、持参又は郵送により、審査マネジメント部審査マネジメント課へ提出してください。

(1) 資料の提出部数

① 医薬品手続相談及び医薬品拡大治験開始前相談 10部

② 7. (1) ①以外の相談 20部

(2) 資料の提出日

相談資料の提出日は対面助言実施のご案内の備考欄に記入して連絡します（先駆け審査指定医薬品の優先対面助言を除く。）。相談資料提出時には、資料の電子媒体での提出も併せてお願いします。

① 医薬品手続相談及び医薬品拡大治験開始前相談では、原則として対面助言実施予定日の2～3週間前の月曜日（午後3時まで）

② 医薬品手続相談、医薬品拡大治験開始前相談及び優先対面助言以外の治験相談では、原則として対面助言実施予定日の5週間前の月曜日（午後3時まで）が目安となります。

③先駆け審査指定医薬品の優先対面助言では、原則として対面助言日程調整依頼書の提出日と同日（午後3時まで）となります。先駆け審査指定医薬品以外の優先対面助言では、別途指示する日とします。

(3) 資料の表紙には、20部（医薬品手続相談及び医薬品拡大治験開始前相談にあつては10部）それぞれに、治験成分記号、治験薬の成分名、相談区分、対面助言実施日（先駆け審査指定医薬品の優先対面助言にあつては記載不要）、対面助言を受ける者の氏名（会社名）に加えて、右上部と背表紙上部に受付番号（例：P100）、右下部に資料の通し番号（1番から20番まで（医薬品手続相談及び医薬品拡大治験開始前相談にあつては1番から10番まで））を付してください。

(4) 書面による助言を行う際に、機構の相談担当者より相談希望者に資料の提出日を早めることについて事前に相談し、了解が得られた場合にはこの目安よりも

人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則（平成16年細則第4号。以下「業務方法書実施細則」という。）の様式第1号又は第2号の表題部分を「対面助言日程調整依頼書」と修正し、必要事項（備考欄への対面助言希望日時の記載を含む。）を記入してください。なお、予定する相談が医薬品手続相談に該当するか否か不明な場合には、あらかじめ事前面談等により確認してください。受付日は国民の祝日等の休日を除く月曜日から金曜日としています。

(3) なお、上記(1)に該当するものであっても、保健衛生の観点から迅速に対応する必要がある場合等、対面助言を適時適切に行う必要があると機構が判断した場合には、(1)とは別に対面助言の日程調整を行うことができますので、必要に応じて事前面談等により確認してください。

3. ～6. (略)

7. 対面助言の資料

対面助言の資料については、持参又は郵送により、審査マネジメント部審査マネジメント課へ提出してください。

(1) 資料の提出部数

① 医薬品手続相談 10部

② 医薬品手続相談以外の相談 20部

(2) 資料の提出日

相談資料の提出日は対面助言実施のご案内の備考欄に記入して連絡します（先駆け審査指定医薬品の優先対面助言を除く。）。相談資料提出時には、資料の電子媒体での提出も併せてお願いします。

① 医薬品手続相談では、原則として対面助言実施予定日の2～3週間前の月曜日（午後3時まで）

② 医薬品手続相談及び優先対面助言以外の治験相談では、原則として対面助言実施予定日の5週間前の月曜日（午後3時まで）が目安となります。

③先駆け審査指定医薬品の優先対面助言では、原則として対面助言日程調整依頼書の提出日と同日（午後3時まで）となります。先駆け審査指定医薬品以外の優先対面助言では、別途指示する日とします。

(3) 資料の表紙には、20部（医薬品手続相談にあつては10部）それぞれに、治験成分記号、治験薬の成分名、相談区分、対面助言実施日（先駆け審査指定医薬品の優先対面助言にあつては記載不要）、対面助言を受ける者の氏名（会社名）に加えて、右上部と背表紙上部に受付番号（例：P100）、右下部に資料の通し番号（1番から20番まで（医薬品手続相談にあつては1番から10番まで））を付してください。

(4) 書面による助言を行う際に、機構の相談担当者より相談希望者に資料の提出日を早めることについて事前に相談し、了解が得られた場合にはこの目安よりも

早めることがあります。

(5) 提出された資料は原則として機構において廃棄しますが、返却希望の確認を資料提出の際に行います。

(6) 医薬品拡大治験開始前相談を医薬品第Ⅱ相試験終了後相談又は医薬品申請前相談と同時に応じ込む場合であって、医薬品第Ⅱ相試験終了後相談又は医薬品申請前相談と全く同一の添付資料（実施済みの治験総括報告書、関係論文等）については、医薬品拡大治験開始前相談への添付は省略可能とします。なお、申し込み手続き等については、それぞれの相談で行うようお願いいたします。

8. ～9. (略)

10. 対面助言の実施

(1) 対面助言実施日の前日までに、出席者人数、相談者側専門家又は外国人の出席の有無（通訳出席の有無を含む。）、プレゼンテーションの際に使用する機材について、機構の担当者まで連絡してください。

なお、出席人数については、会議室の広さとの関係上、1相談につき15名以内とさせていただきます。

(2) 対面助言当日は、機構受付で対面助言の予約がある旨を伝えていただき、その案内に従ってください。

(3) 医薬品手続相談及び医薬品拡大治験開始前相談を除く治験相談においては、相談者側からの相談事項の概略についての20分程度のプレゼンテーションをお願いいたします。その後相談を実施します。なお、プレゼンテーション資料の写しにつきましては、できれば1週間前に、遅くとも前々日までに相談担当者までフアクシミリ等により提出してください。

(4) 医薬品手続相談においては、相談者側からの相談事項の説明と機構側からの指導及び助言をあわせて、全体として30分以内を目標として実施します。また原則として、専門委員は同席しません。

(5) 医薬品拡大治験開始前相談においては、相談者側からの相談事項の説明と機構側からの指導及び助言をあわせて、全体として60分以内を目標として実施します。

(略)

早めることがあります。

(5) 提出された資料は原則として機構において廃棄しますが、返却希望の確認を資料提出の際に行います。

8. ～9. (略)

10. 対面助言の実施

(1) 対面助言実施日の前日までに、出席者人数、相談者側専門家又は外国人の出席の有無（通訳出席の有無を含む。）、プレゼンテーションの際に使用する機材について、機構の担当者まで連絡してください。

なお、出席人数については、会議室の広さとの関係上、1相談につき15名以内とさせていただきます。

(2) 対面助言当日は、機構受付で対面助言の予約がある旨を伝えていただき、その案内に従ってください。

(3) 医薬品手続相談を除く治験相談においては、相談者側からの相談事項の概略についての20分程度のプレゼンテーションをお願いいたします。その後相談を実施します。なお、プレゼンテーション資料の写しにつきましては、できれば1週間前に、遅くとも前々日までに相談担当者までフアクシミリ等により提出してください。

(4) 医薬品手続相談においては、相談者側からの相談事項の説明と機構側からの指導及び助言をあわせて、全体として30分以内を目標として実施します。また原則として、専門委員は同席しません。

(略)

(別紙1)

新医薬品及び生物学的製剤等¹⁾の治験相談(新医薬品の先駆け総合評価相談、新医薬品の事前評価相談、新医薬品の優先審査品目該当性相談、フーズ・コグゼノミクス・バイオ・オーダーカー相談、新医薬品の対面助言事後相談、新医薬品の申請電子データ提出確認相談、医薬品GCP/GLP/GPPSP相談及び医薬品信頼性基準適合性調査相談を除く。)の区分及び内容

1. (略)

2. 医薬品拡大治験開始前相談

相談時まで待たれている安全性情報等に基づき、相談者が被験者の安全確保に支障がないと判断した拡大治験のために、主たる治験から変更される以下の内容に関して、指導及び助言を行うもの。

1) 主たる治験から拡大治験のために変更される選択・除外基準

2) 安全確保に支障のない範囲で省略される検査項目、検査頻度、検査期間等

また、第Ⅲ相試験に有効性評価を目的として設定する選択・除外基準及び検査項目を拡大治験実施時に設定しないことの確認については、医薬品第○相試験終了後相談において相談することも可能とします。

3. 医薬品生物学的同等性試験等相談

申請区分の判断や生物学的同等性試験の評価等のように、臨床第Ⅰ～Ⅲ相試験や品質相談・安全性相談に区分されないが、データの評価を行う必要がある案件に関して、指導及び助言を行うもの。

例) ・国内製剤と海外製剤の処方が異なる場合の海外データ利用に際しての留意点

- ・剤形追加に係る医薬品に該当するのかわる医薬品に該当するのかわ判断
- ・生物学的同等性試験の評価項目の妥当性
- ・生物学的同等性試験成績を踏まえ生物学的に同等と判断する妥当性

4. 医薬品安全性相談

薬物動態、薬理、毒性等の非臨床試験に関する事項に特化した相談として、指導及び助言を行うもの。なお、品質と安全性に特化した相談も含む。

例) ・発がん性を疑わせる動物実験の評価について
・新添加物の安全性評価について

(別紙1)

新医薬品及び生物学的製剤等¹⁾の治験相談(新医薬品の先駆け総合評価相談、新医薬品の事前評価相談、新医薬品の優先審査品目該当性相談、フーズ・コグゼノミクス・バイオ・オーダーカー相談、新医薬品の対面助言事後相談、新医薬品の申請電子データ提出確認相談、医薬品GCP/GLP/GPPSP相談及び医薬品信頼性基準適合性調査相談を除く。)の区分及び内容

1. (略)

2. 医薬品生物学的同等性試験等相談

申請区分の判断や生物学的同等性試験の評価等のように、臨床第Ⅰ～Ⅲ相試験や品質相談・安全性相談に区分されないが、データの評価を行う必要がある案件に関して、指導及び助言を行うもの。

例) ・国内製剤と海外製剤の処方が異なる場合の海外データ利用に際しての留意点

- ・剤形追加に係る医薬品に該当するのかわる医薬品に該当するのかわ判断
- ・生物学的同等性試験の評価項目の妥当性
- ・生物学的同等性試験成績を踏まえ生物学的に同等と判断する妥当性

3. 医薬品安全性相談

薬物動態、薬理、毒性等の非臨床試験に関する事項に特化した相談として、指導及び助言を行うもの。なお、品質と安全性に特化した相談も含む。

例) ・発がん性を疑わせる動物実験の評価について
・新添加物の安全性評価について

<p>5. 医薬品品質相談 規格・試験方法、安定性、製造方法等の品質に関する事項に特化した相談として指導及び助言を行うもの。 例) ・徐放性製剤、キット製剤など特殊製剤の規格・試験方法 ・バイオテック/ロジック応用医薬品の製造方法の変更に伴う品質の同等性/同質性 ・バイオ後続品の先行バイオ医薬品との品質の同等性/同質性</p>	<p>4. 医薬品品質相談 規格・試験方法、安定性、製造方法等の品質に関する事項に特化した相談として指導及び助言を行うもの。 例) ・徐放性製剤、キット製剤など特殊製剤の規格・試験方法 ・バイオテック/ロジック応用医薬品の製造方法の変更に伴う品質の同等性/同質性 ・バイオ後続品の先行バイオ医薬品との品質の同等性/同質性</p>
<p>6. 医薬品第 I 相試験開始前相談 (オーフアン以外) 初めて薬物を人に適用することの妥当性、第 I 相試験デザイン等について、それまでに得られている品質、安全性試験、薬理試験、薬物動態試験、外国における人に対する使用経験、海外における承認状況及び類似薬等の情報に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。 例) ・治験薬を人に適用する前に実施しておくべき非臨床試験の種類・内容 ・第 I 相試験における開始用量及び用量の増加の方法 (抗癌性腫瘍剤を含む) ・外国で行われた第 I 相試験データの利用可能性 ・インフォームドコンセント用説明文書の妥当性</p>	<p>5. 医薬品第 I 相試験開始前相談 (オーフアン以外) 初めて薬物を人に適用することの妥当性、第 I 相試験デザイン等について、それまでに得られている品質、安全性試験、薬理試験、薬物動態試験、外国における人に対する使用経験、海外における承認状況及び類似薬等の情報に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。 例) ・治験薬を人に適用する前に実施しておくべき非臨床試験の種類・内容 ・第 I 相試験における開始用量及び用量の増加の方法 (抗癌性腫瘍剤を含む) ・外国で行われた第 I 相試験データの利用可能性 ・インフォームドコンセント用説明文書の妥当性</p>
<p>7. 医薬品第 I 相試験開始前相談 (オーフアン) 希少疾病用医薬品について、初めて薬物を人に適用することの妥当性、第 I 相試験デザイン等について、それまでに得られている品質、安全性試験、薬理試験、薬物動態試験、外国における人に対する使用経験、海外における承認状況及び類似薬等の情報に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。 例) ・治験薬を人に適用する前に実施しておくべき非臨床試験の種類・内容 ・第 I 相試験における開始用量及び用量の増加の方法 (抗癌性腫瘍剤を含む) ・外国で行われた第 I 相試験データの利用可能性 ・インフォームドコンセント用説明文書の妥当性</p>	<p>6. 医薬品第 I 相試験開始前相談 (オーフアン) 希少疾病用医薬品について、初めて薬物を人に適用することの妥当性、第 I 相試験デザイン等について、それまでに得られている品質、安全性試験、薬理試験、薬物動態試験、外国における人に対する使用経験、海外における承認状況及び類似薬等の情報に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。 例) ・治験薬を人に適用する前に実施しておくべき非臨床試験の種類・内容 ・第 I 相試験における開始用量及び用量の増加の方法 (抗癌性腫瘍剤を含む) ・外国で行われた第 I 相試験データの利用可能性 ・インフォームドコンセント用説明文書の妥当性</p>
<p>8. 医薬品前期第 II 相試験開始前相談 (オーフアン以外)</p>	<p>7. 医薬品前期第 II 相試験開始前相談 (オーフアン以外)</p>

前期第Ⅱ相試験（少数患者を用いた用量探索の試験）実施計画に特化した相談として、それまでに得られている第Ⅰ相試験成績等の情報に基づき、指導及び助言を行うもの。

例）患者における薬物動態試験で用いるパラメータ設定の妥当性

9. 医薬品前期第Ⅱ相試験開始前相談（オーフアン）
希少疾病用医薬品について、前期第Ⅱ相試験（少数患者を用いた用量探索の試験）実施計画に特化した相談として、それまでに得られている第Ⅰ相試験成績等の情報に基づき、指導及び助言を行うもの。
- 例）患者における薬物動態試験で用いるパラメータ設定の妥当性

10. 医薬品後期第Ⅱ相試験開始前相談（オーフアン以外）
第Ⅰ相試験終了後、臨床推奨用量が決定されるまでの段階で、第Ⅱ相試験デザイン等について相談を受け、それまでに得られている第Ⅰ相試験等の成績、外国における人に対する使用経験、海外における承認状況、類似薬等の情報に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。前期第Ⅱ相試験開始前であっても、後期第Ⅱ相試験の試験デザイン等についても相談を行う場合は本区分になる。
- 例）第Ⅱ相試験における治験薬の用量
・患者に対するインフォームドコンセント用説明文書の妥当性

11. 医薬品後期第Ⅱ相試験開始前相談（オーフアン）
希少疾病用医薬品について、第Ⅰ相試験終了後、臨床推奨用量が決定されるまでの段階で、第Ⅱ相試験デザイン等について相談を受け、それまでに得られている第Ⅰ相試験等の成績、外国における人に対する使用経験、海外における承認状況、類似薬等の情報に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。前期第Ⅱ相試験開始前であっても、後期第Ⅱ相試験の試験デザイン等についても相談を行う場合は本区分になる。
- 例）第Ⅱ相試験における治験薬の用量
・患者に対するインフォームドコンセント用説明文書の妥当性

前期第Ⅱ相試験（少数患者を用いた用量探索の試験）実施計画に特化した相談として、それまでに得られている第Ⅰ相試験成績等の情報に基づき、指導及び助言を行うもの。

例）患者における薬物動態試験で用いるパラメータ設定の妥当性

8. 医薬品前期第Ⅱ相試験開始前相談（オーフアン）
希少疾病用医薬品について、前期第Ⅱ相試験（少数患者を用いた用量探索の試験）実施計画に特化した相談として、それまでに得られている第Ⅰ相試験成績等の情報に基づき、指導及び助言を行うもの。
- 例）患者における薬物動態試験で用いるパラメータ設定の妥当性

9. 医薬品後期第Ⅱ相試験開始前相談（オーフアン以外）
第Ⅰ相試験終了後、臨床推奨用量が決定されるまでの段階で、第Ⅱ相試験デザイン等について相談を受け、それまでに得られている第Ⅰ相試験等の成績、外国における人に対する使用経験、海外における承認状況、類似薬等の情報に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。前期第Ⅱ相試験開始前であっても、後期第Ⅱ相試験の試験デザイン等についても相談を行う場合は本区分になる。
- 例）第Ⅱ相試験における治験薬の用量
・患者に対するインフォームドコンセント用説明文書の妥当性

10. 医薬品後期第Ⅱ相試験開始前相談（オーフアン）
希少疾病用医薬品について、第Ⅰ相試験終了後、臨床推奨用量が決定されるまでの段階で、第Ⅱ相試験デザイン等について相談を受け、それまでに得られている第Ⅰ相試験等の成績、外国における人に対する使用経験、海外における承認状況、類似薬等の情報に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。前期第Ⅱ相試験開始前であっても、後期第Ⅱ相試験の試験デザイン等についても相談を行う場合は本区分になる。
- 例）第Ⅱ相試験における治験薬の用量
・患者に対するインフォームドコンセント用説明文書の妥当性

12. 医薬品第Ⅱ相試験終了後相談（オーフアン以外）
臨床推奨用量の決定後の段階において、当該治験薬の相談としては初めての相談であり、当該治験薬の第Ⅲ相試験の試験デザイン等について、それまでに実施さ

11. 医薬品第Ⅱ相試験終了後相談（オーフアン以外）
臨床推奨用量の決定後の段階において、当該治験薬の相談としては初めての相談であり、当該治験薬の第Ⅲ相試験の試験デザイン等について、それまでに実施さ

れた臨床試験結果、類似薬の情報に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。

また、第Ⅲ相試験に有効性評価を目的として設定する選択・除外基準及び検査項目を拡大治療実施時に設定しないことの確認も可能です。

- 例)
- ・用量反応データの評価、臨床推奨用量の妥当性
 - ・第Ⅲ相試験における対照薬・エンドポイントの選定、結果の統計処理方法
 - ・比較試験以外に行う必要のある試験
 - ・インフォームドコンセント用説明文書の妥当性

1.3. 医薬品第Ⅱ相試験終了後相談 (オーフアン)

希少疾病用医薬品について、臨床推奨用量の決定後の段階において、当該治療薬の相談としては初めての相談であり、当該治療薬の第Ⅲ試験の試験デザイン等について、それまでに実施された臨床試験結果、類似薬の情報に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。

また、第Ⅲ相試験に有効性評価を目的として設定する選択・除外基準及び検査項目を拡大治療実施時に設定しないことの確認も可能です。

- 例)
- ・用量反応データの評価、臨床推奨用量の妥当性
 - ・第Ⅲ相試験における対照薬・エンドポイントの選定、結果の統計処理方法
 - ・比較試験以外に行う必要のある試験
 - ・インフォームドコンセント用説明文書の妥当性

1.4. 医薬品申請前相談 (オーフアン以外)

臨床開発が終了又は終了間近であり、承認申請のための資料作成を行う際に、申請資料のまとめ方、資料の十分性等についてそれまでの臨床試験結果に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。

- 例)
- ・総括報告書、資料概要の作成方法
 - ・承認申請の根拠となり得る臨床試験データが得られているかどうか

1.5. 医薬品申請前相談 (オーフアン)

希少疾病用医薬品について、臨床開発が終了又は終了間近であり、承認申請のための資料作成を行う際に、申請資料のまとめ方、資料の十分性等についてそれまでの臨床試験結果に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。

- 例)
- ・総括報告書、資料概要の作成方法

れた臨床試験結果、類似薬の情報に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。

- 例)
- ・用量反応データの評価、臨床推奨用量の妥当性
 - ・第Ⅲ相試験における対照薬・エンドポイントの選定、結果の統計処理方法
 - ・比較試験以外に行う必要のある試験
 - ・インフォームドコンセント用説明文書の妥当性

1.2. 医薬品第Ⅱ相試験終了後相談 (オーフアン)

希少疾病用医薬品について、臨床推奨用量の決定後の段階において、当該治療薬の相談としては初めての相談であり、当該治療薬の第Ⅲ試験の試験デザイン等について、それまでに実施された臨床試験結果、類似薬の情報に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。

- 例)
- ・用量反応データの評価、臨床推奨用量の妥当性
 - ・第Ⅲ相試験における対照薬・エンドポイントの選定、結果の統計処理方法
 - ・比較試験以外に行う必要のある試験
 - ・インフォームドコンセント用説明文書の妥当性

1.3. 医薬品申請前相談 (オーフアン以外)

臨床開発が終了又は終了間近であり、承認申請のための資料作成を行う際に、申請資料のまとめ方、資料の十分性等についてそれまでの臨床試験結果に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。

- 例)
- ・総括報告書、資料概要の作成方法
 - ・承認申請の根拠となり得る臨床試験データが得られているかどうか

1.4. 医薬品申請前相談 (オーフアン)

希少疾病用医薬品について、臨床開発が終了又は終了間近であり、承認申請のための資料作成を行う際に、申請資料のまとめ方、資料の十分性等についてそれまでの臨床試験結果に基づき、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。

- 例)
- ・総括報告書、資料概要の作成方法

・承認申請の根拠となり得る臨床試験データが得られているかどうか

・承認申請の根拠となり得る臨床試験データが得られているかどうか

16. 医薬品製造販売後臨床試験等計画相談
再評価・再審査のため、承認時から行われる臨床試験及び使用成績調査等の他、新たに実施する必要が生じた臨床試験及び使用成績調査等の計画に関する相談として、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。

15. 医薬品製造販売後臨床試験等計画相談
再評価・再審査のため、承認時から行われる臨床試験及び使用成績調査等の他、新たに実施する必要が生じた臨床試験及び使用成績調査等の計画に関する相談として、初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。

17. 医薬品製造販売後臨床試験等終了時相談
次について初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。
(1) 再評価・再審査のため、承認時から行われていた臨床試験及び使用成績調査の他、新たに実施した臨床試験及び使用成績調査等が終了又は終了間近の段階において申請のための資料作成を行う際に、申請資料のまとめ方、資料の充分性に関する場合。
(2) 承認条件の見直し等について、その可否を速やかに評価し報告書を作成する場合。

16. 医薬品製造販売後臨床試験等終了時相談
次について初めて相談を受け指導及び助言を行うもの。
(1) 再評価・再審査のため、承認時から行われていた臨床試験及び使用成績調査の他、新たに実施した臨床試験及び使用成績調査等が終了又は終了間近の段階において申請のための資料作成を行う際に、申請資料のまとめ方、資料の充分性に関する場合。
(2) 承認条件の見直し等について、その可否を速やかに評価し報告書を作成する場合。

18. 医薬品追加相談 (オーフアン以外)
希少疾病用医薬品を除く医薬品の以下の項目に該当する場合の相談
(1) 第 I 相試験開始前相談を行った上で第 II 相試験開始前相談以前に行う 2 回目以降の相談
(2) 後期第 II 相試験開始前相談を行った上で第 II 相試験終了後相談以前に行う 2 回目以降の相談
(3) 第 II 相試験終了後相談を行った上で申請前相談以前に行う 2 回目以降の相談
(4) 申請前相談を行った上で、申請までに行う 2 回目以降の相談
(5) 製造販売後臨床試験等計画相談を行った上で製造販売後臨床試験等終了時相談以前に行う 2 回目以降の相談
(6) 製造販売後臨床試験等終了時相談を行った上で再評価・再審査が終了するまでに行う 2 回目以降の相談

17. 医薬品追加相談 (オーフアン以外)
希少疾病用医薬品を除く医薬品の以下の項目に該当する場合の相談
(1) 第 I 相試験開始前相談を行った上で第 II 相試験開始前相談以前に行う 2 回目以降の相談
(2) 後期第 II 相試験開始前相談を行った上で第 II 相試験終了後相談以前に行う 2 回目以降の相談
(3) 第 II 相試験終了後相談を行った上で申請前相談以前に行う 2 回目以降の相談
(4) 申請前相談を行った上で、申請までに行う 2 回目以降の相談
(5) 製造販売後臨床試験等計画相談を行った上で製造販売後臨床試験等終了時相談以前に行う 2 回目以降の相談
(6) 製造販売後臨床試験等終了時相談を行った上で再評価・再審査が終了するまでに行う 2 回目以降の相談

19. 医薬品追加相談 (オーフアン)

18. 医薬品追加相談 (オーフアン)

<p>希少疾病用医薬品の以下の項目に該当する 場合の相談</p> <p>(1) 第Ⅰ相試験開始前相談を行った上で第Ⅱ相試験開始前相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(2) 後期第Ⅱ相試験開始前相談を行った上で第Ⅱ相試験終了後相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(3) 第Ⅱ相試験終了後相談を行った上で申請前相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(4) 申請前相談を行った上で、申請までに行う2回目以降の相談</p> <p>(5) 製造販売後臨床試験等計画相談を行った上で製造販売後臨床試験等終了時相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(6) 製造販売後臨床試験等終了時相談を行った上で再評価・再審査が終了するまでに行う2回目以降の相談</p> <p>注： 1) 生物学的製剤、遺伝子組換え技術を応用して製造される医薬品、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第80条第2項第7号への規定に基づき厚生労働大臣の指定する製造管理又は品質管理に特別の注意を要する医薬品（人又は動物の細胞を培養する技術を応用して製造される医薬品、特定生物由来製品）。</p>	<p>希少疾病用医薬品の以下の項目に該当する 場合の相談</p> <p>(1) 第Ⅰ相試験開始前相談を行った上で第Ⅱ相試験開始前相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(2) 後期第Ⅱ相試験開始前相談を行った上で第Ⅱ相試験終了後相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(3) 第Ⅱ相試験終了後相談を行った上で申請前相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(4) 申請前相談を行った上で、申請までに行う2回目以降の相談</p> <p>(5) 製造販売後臨床試験等計画相談を行った上で製造販売後臨床試験等終了時相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(6) 製造販売後臨床試験等終了時相談を行った上で再評価・再審査が終了するまでに行う2回目以降の相談</p> <p>注： 1) 生物学的製剤、遺伝子組換え技術を応用して製造される医薬品、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第80条第2項第7号への規定に基づき厚生労働大臣の指定する製造管理又は品質管理に特別の注意を要する医薬品（人又は動物の細胞を培養する技術を応用して製造される医薬品、特定生物由来製品）。</p>
<p>希少疾病用医薬品の以下の項目に該当する 場合の相談</p> <p>(1) 第Ⅰ相試験開始前相談を行った上で第Ⅱ相試験開始前相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(2) 後期第Ⅱ相試験開始前相談を行った上で第Ⅱ相試験終了後相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(3) 第Ⅱ相試験終了後相談を行った上で申請前相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(4) 申請前相談を行った上で、申請までに行う2回目以降の相談</p> <p>(5) 製造販売後臨床試験等計画相談を行った上で製造販売後臨床試験等終了時相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(6) 製造販売後臨床試験等終了時相談を行った上で再評価・再審査が終了するまでに行う2回目以降の相談</p> <p>注： 1) 生物学的製剤、遺伝子組換え技術を応用して製造される医薬品、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第80条第2項第7号への規定に基づき厚生労働大臣の指定する製造管理又は品質管理に特別の注意を要する医薬品（人又は動物の細胞を培養する技術を応用して製造される医薬品、特定生物由来製品）。</p>	<p>希少疾病用医薬品の以下の項目に該当する 場合の相談</p> <p>(1) 第Ⅰ相試験開始前相談を行った上で第Ⅱ相試験開始前相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(2) 後期第Ⅱ相試験開始前相談を行った上で第Ⅱ相試験終了後相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(3) 第Ⅱ相試験終了後相談を行った上で申請前相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(4) 申請前相談を行った上で、申請までに行う2回目以降の相談</p> <p>(5) 製造販売後臨床試験等計画相談を行った上で製造販売後臨床試験等終了時相談以前に行う2回目以降の相談</p> <p>(6) 製造販売後臨床試験等終了時相談を行った上で再評価・再審査が終了するまでに行う2回目以降の相談</p> <p>注： 1) 生物学的製剤、遺伝子組換え技術を応用して製造される医薬品、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第80条第2項第7号への規定に基づき厚生労働大臣の指定する製造管理又は品質管理に特別の注意を要する医薬品（人又は動物の細胞を培養する技術を応用して製造される医薬品、特定生物由来製品）。</p>

別記

日本製薬団体連合会会長
 日本製薬工業協会会長
 一般社団法人日本臨床
 検査薬協会会長
 米國研究製薬工業協会技術委員会委員長
 歐洲製薬団体連合会技術委員会委員長
 一般社団法人日本医療機器産業連合会会長
 米國医療機器・IVD工業協会会長
 歐洲ビジネス協会医療機器委員会委員長
 歐洲ビジネス協会臨床検査機器・試薬(体外診断)委員会委員長
 日本化粧品工業連合会会長
 日本輸入化粧品協会理事長
 日本石鹼洗剤工業協会会長
 日本浴用剤工業協会会長
 一般社団法人日本エプソール協会会長
 日本エプソルヘルパークー工業組合理事長
 在日米國商工會議所化粧品委員会委員長
 歐洲ビジネス協会化粧品・医薬部外品委員会委員長
 一般社団法人日本衛生材料工業連合会会長
 日本パーマネントウェーブ液工業組合理事長
 日本家庭用殺虫剤工業協会会長
 日本防疫殺虫剤協会会長
 一般社団法人日本Q&A研究会会長
 安全性試験受託研究機関協議会会長
 一般社団法人日本血液製剤協会理事長
 一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長
 公益社団法人日本医師会治療促進センター長
 医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事
 日本ジェネリック製薬協会会長
 公益社団法人東京医薬品工業協会会長
 大阪医薬品協会会長
 日本バイオテック協議会会長
 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム会長
 一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会会長

別記

日本製薬団体連合会会長
 日本製薬工業協会会長
 一般社団法人日本臨床
 検査薬協会会長
 米國研究製薬工業協会技術委員会委員長
 歐洲製薬団体連合会技術委員会委員長
 一般社団法人日本医療機器産業連合会会長
 米國医療機器・IVD工業協会会長
 歐洲ビジネス協会医療機器委員会委員長
 歐洲ビジネス協会臨床検査機器・試薬(体外診断)委員会委員長
 日本化粧品工業連合会会長
 日本輸入化粧品協会理事長
 日本石鹼洗剤工業協会会長
 日本浴用剤工業協会会長
 一般社団法人日本エプソール協会会長
 日本エプソルヘルパークー工業組合理事長
 在日米國商工會議所化粧品委員会委員長
 歐洲ビジネス協会化粧品・医薬部外品委員会委員長
 一般社団法人日本衛生材料工業連合会会長
 一般社団法人日本清浄紙綿類工業協会会長
 日本パーマネントウェーブ液工業組合理事長
 日本家庭用殺虫剤工業協会会長
 日本防疫殺虫剤協会会長
 一般社団法人日本Q&A研究会会長
 安全性試験受託研究機関協議会会長
 一般社団法人日本血液製剤協会理事長
 一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長
 公益社団法人日本医師会治療促進センター長
 医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事
 日本ジェネリック製薬協会会長
 公益社団法人東京医薬品工業協会会長
 大阪医薬品協会会長
 日本バイオテック協議会会長
 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム会長
 一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会会長